

令和 4 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 10 号 長門市市民活動支援センター条例 . . . 1
- 第 11 号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例 . . . 2
- 第 12 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例 . . . 3
- 第 13 号 長門市都市計画税条例を廃止する条例 . . . 4
- 第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について . . . 6
- 第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦について . . . 12

報 告

- 第 1 号 権利の放棄について . . . 13

長門市市民活動支援センター条例

1 趣 旨

長門市物産観光センターを長門市市民活動支援センターとしてリニューアルし、観光政策課から市民活動推進課へ所管替えとなるため、所要の条例整備を行う。

2 施設の概要

(1) 施設の名称及び位置

長門市市民活動支援センター（長門市東深川 1324 番地 1）

(2) 事業の内容

- ア 市民活動に関する人材育成及び研修事業
- イ 市民活動に関する団体支援及び相談事業
- ウ 市民活動に関する情報発信及び交流事業
- エ その他センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(3) 休館日及び開館時間

- ア 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- イ 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(4) 使用料

長門市物産観光センターから変更なし

3 施行期日

規則で定める。

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国においては、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の一環として、人事院規則等が改正され、育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項については令和 4 年 10 月 1 日施行予定とされているところ。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本市においても国家公務員の措置に準じて、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等

(第 3 条関係)

- ・再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。
- ・再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。

(2) 非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和

(第 2 条関係)

- ・非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が 1 歳 6 か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日まで」に緩和。

(3) 非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

(第 2 条関係)

- ・非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳 6 か月（又は 2 歳）到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 12 号）の施行等に伴い、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）が改正され、令和 4 年 10 月 1 日施行予定とされているところ。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本市においても国家公務員の措置に準じ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 条例適用となる非常勤職員に対する勤務日数要件の緩和

(第 2 条関係)

- ・一定の要件を満たす者を常勤職員とみなして条例適用されているものの、その要件のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上とされていることについて、勤務日数と要勤務日数に差がない状況であることから、要件を緩和するもの。

(2) 雇用保険受給期間の特例

(第 10 条関係)

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険の基本手当受給期間について、事業を開始等した者が事業を行なっている期間等は最大 3 年間受給期間に算入しない特例が創設されたことから、それを反映するもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

長門市都市計画税条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

都市計画税は、都市計画法の規定により国・都道府県が指定した都市計画区域内の市街化区域の都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う区画整理事業の事業に要する費用に充てるための目的税として課税するものである。

本市では、都市の利便性、都市機能の向上のための都市計画事業は、これまで土地区画整理事業、公園事業、街路事業、公共下水道事業等として実施し、その整備事業費に充てるため、昭和 31 年度から都市計画税を賦課徴収してきたところである。

しかしながら現時点、都市基盤施設整備の当初目的は果たされ、新たな都市計画事業の予定がない中であって、都市計画税は過去の事業に充てられた公債の償還への充当が主となっており、本来の目的税としての存立根拠が曖昧になってきている。

また、都市計画区域の周辺地域でも、同等の基盤施設を整備する事業が一般財源を充当して行われている一方、同区域内では新たな都市計画事業の計画もなく、都市基盤施設整備の恩恵を受ける可能性がない中、同区域だけ課税することは、周辺地域との均衡を失すおそれがあることから、税負担の公平性にかんがみて、都市計画税の課税を廃止するものである。

2 これまでの税率の改正

施行期日	事由	税率	都市計画区域
平成 17 年 3 月 22 日	合併により 条例制定	100 分の 0.3	大字仙崎(大泊区、青海区及び大日比区を除く。)、大字東深川、大字西深川(開作区及び境川区を除く。)
平成 23 年 4 月 1 日	税率の改正	100 分の 0.15	及び大字深川湯本(門前区中柿ノ木原地区及び山小根区を除く。)
平成 29 年 4 月 1 日	税率の改正	100 分の 0.075	

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

附則第 3 条の改正

長門市税条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 2 節 固定資産税</p> <p>(固定資産税の納期)</p> <p>第 67 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 固定資産税額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ が 3,900 円以下の金額であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(固定資産税の徴収の方法)</p> <p>第 68 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(固定資産税の納税通知書)</p> <p>第 69 条 第 67 条第 3 項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額 _____ をその納期の数で除して得た額とする。</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 2 節 固定資産税</p> <p>(固定資産税の納期)</p> <p>第 67 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 固定資産税額(次条第 4 項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場合には、<u>固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。</u>)が 3,900 円以下の金額であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(固定資産税の徴収の方法)</p> <p>第 68 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第 1 項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合には、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(固定資産税の納税通知書)</p> <p>第 69 条 第 67 条第 3 項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額<u>及び都市計画税額</u>をその納期の数で除して得た額とする。</p>

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

令和 2 年度地籍調査の完了に伴い、俵山及び日置上の区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

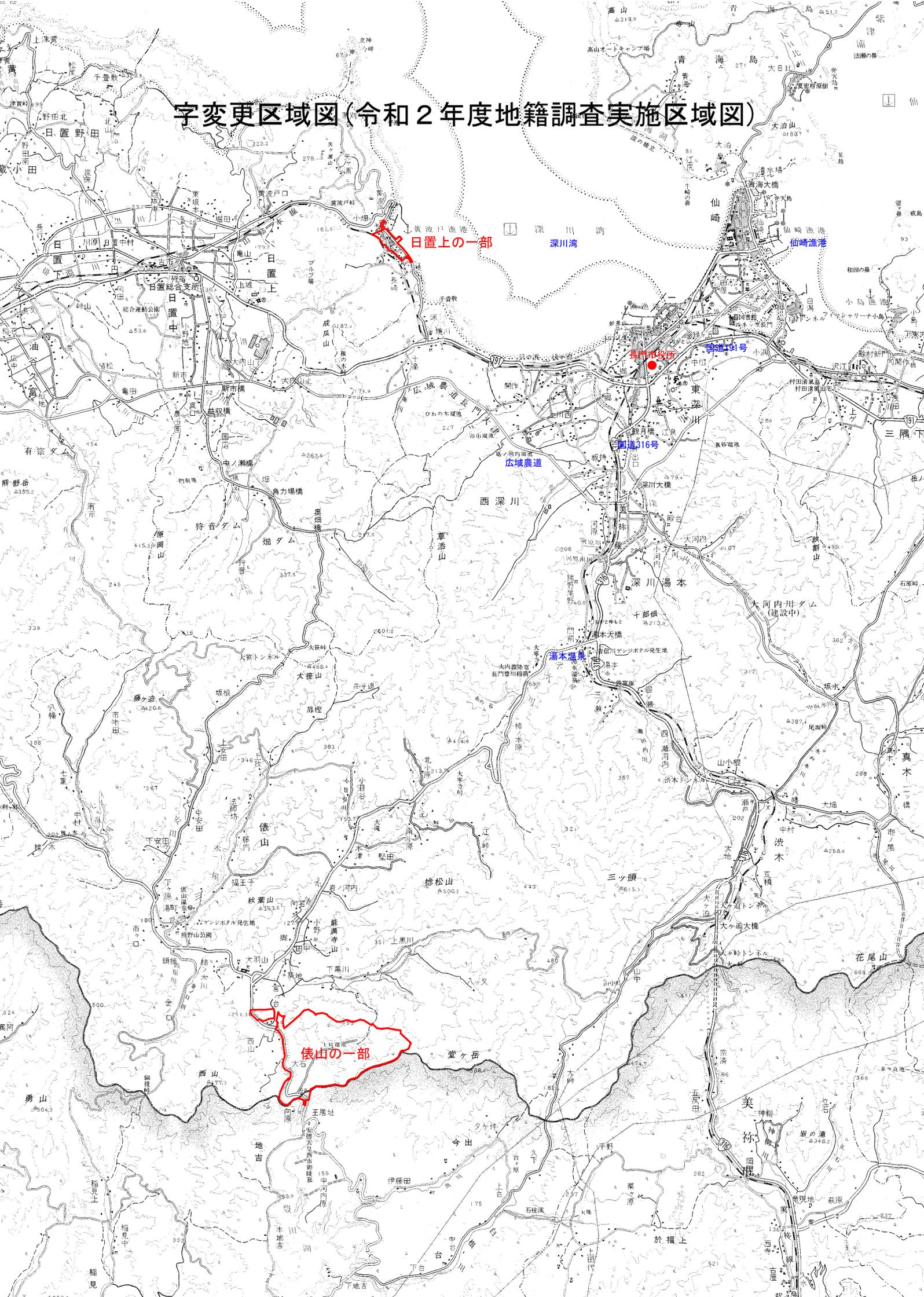
2 字の区域の変更となる土地

- (1) 長門市俵山字見戸ヶ迫 11622 番 外 27 筆
- (2) 長門市日置上字小浦 2388 番 25 外 4 筆

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

字変更区域図(令和2年度地籍調査実施区域図)



日置上の一部

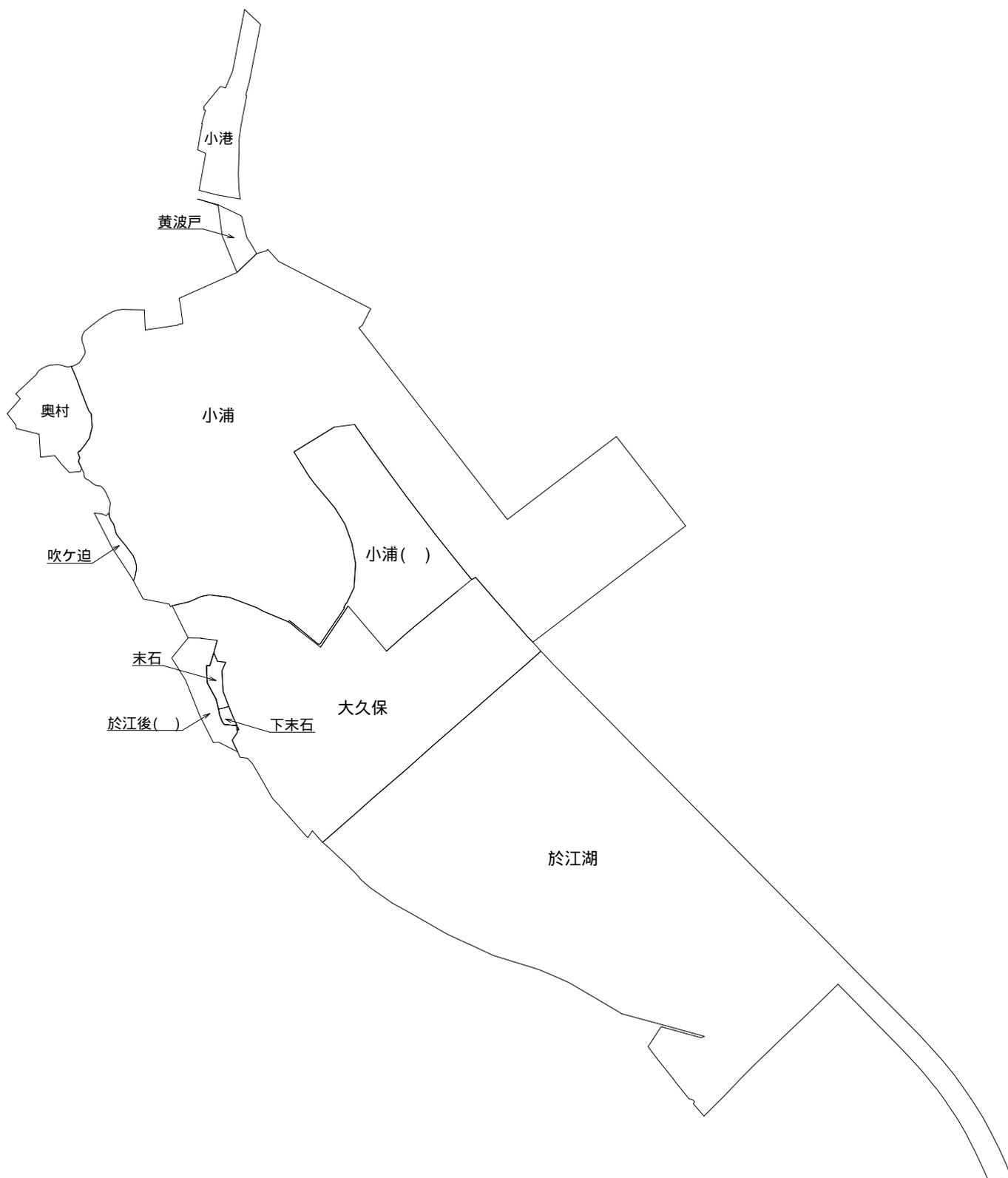
俵山の一部

令和2年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【日置上の一部】

変更前字名()

S=1:3000

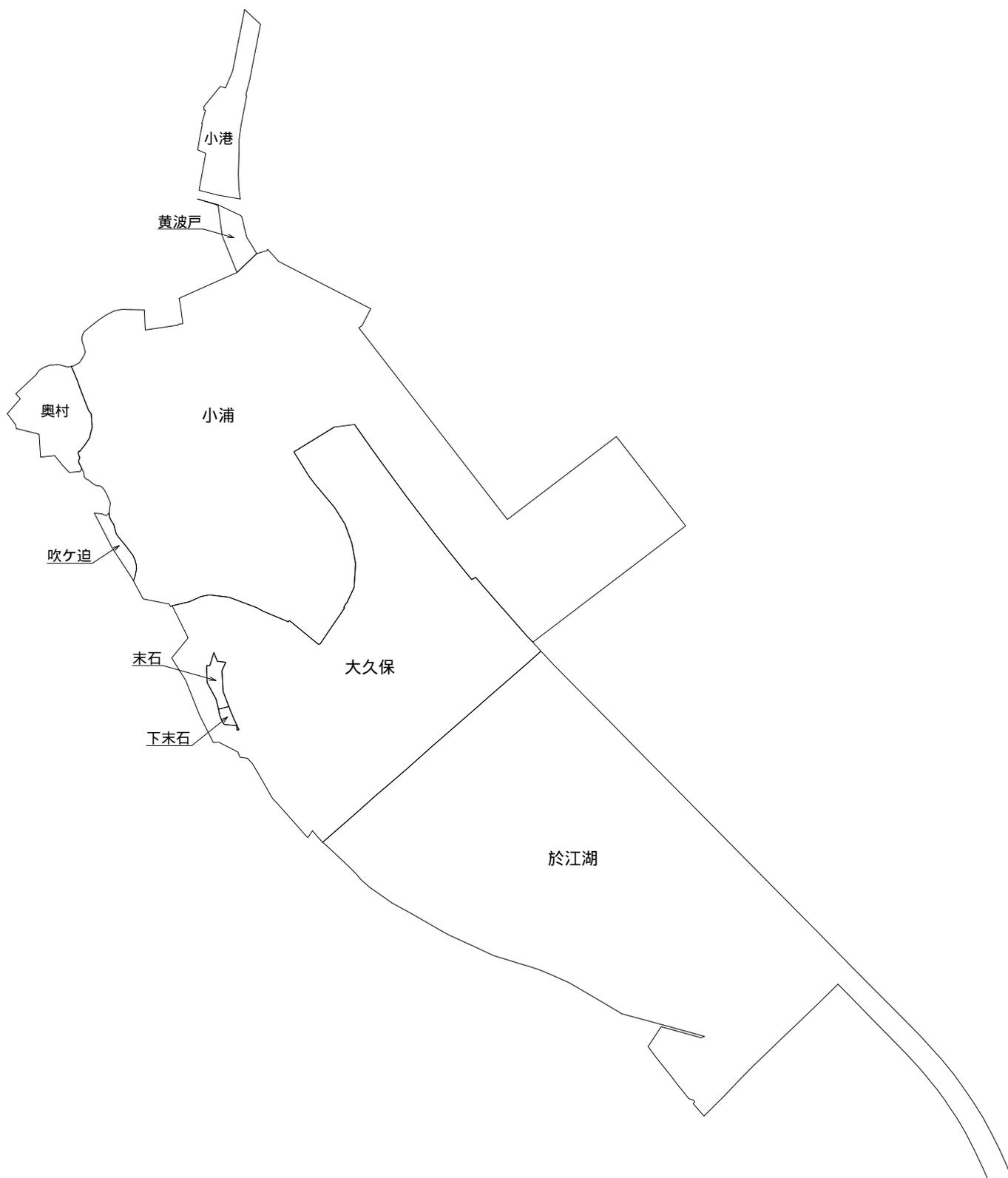


令和2年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【日置上の一部】

変更後字名

S=1:3000



人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります中^{なかがわみちこ}川美智子氏の任期が本年12月31日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として飯田^{いいだけいこ}恵子氏を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所・略歴等

住 所 
氏 名 飯田 恵子 (いいだ けいこ)

4 候補者の略歴



5 委員の任期

令和5年1月1日から令和7年12月31日（3年間）

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

権利の放棄について

令和3年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和3年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、41人分886,633円となっている。

放棄理由の内訳 水道料金として

条例第12条第1項第1号（時効期間満了）該当分であり、令和元年に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権である。

条例第12条第1項第1号（時効期間満了）以外の、第2号（破産等）、第3号（相続人なし等）、第4号（徴収停止3年経過）、第5号（強制執行済み）、第6号（生活困窮）によるものは該当なし。

なお、漁業集落排水使用料、農業集落排水使用料ともに該当なし。